

## 指 定 管 理 者 管 理 運 営 状 況 検 証 調 書 ②

1 施設の概要

|      |  |       |                   |
|------|--|-------|-------------------|
| 施設名  | 香川県オリーブ公園                                  | 所在地   | 小豆郡小豆島町西村甲1941番地1 |
| 設置目的 | 県花県木であるオリーブに関する知識の普及を図るとともに、県民の憩いの場として供する。 |       |                   |
| 規模   | 面積3ha                                      | 設置年月日 | 昭和63年5月6日         |

2 指定管理者が行う業務等

|         |  |         |  |
|---------|--|---------|--|
| 指定管理者名  | 一般財団法人 小豆島オリーブ公園   | 指定期間    | 平成28年4月1日～令和3年3月31日  |
| 委託業務の内容 | 1. 公園内の植栽樹木、芝生等の維持管理 2. 園内施設の清掃、保守点検、警備、修繕、備品管理<br>3. 帳簿記帳 4. 保険加入 5. 県との協議、連携 6. 施設利用の許可、禁止及び制限に関する業務 7. オリーブに関する知識の普及 8. その他業務   | 県からの委託料 | 平成28年度 13,156,000円<br>平成29年度 13,156,000円<br>平成30年度 13,156,000円<br>令和元年度 13,399,630円<br>令和2年度 13,399,630円 |
| 導入効果    | ① サービス水準の維持・向上<br>・施設を年中無休化<br>・利用促進のため、パンフレットの作成配布やホームページによるイベント情報発信の実施<br>・自主事業の実施<br>② 経費の節減<br>指定管理者導入前と比べ、年間約1,700千円の節減<br>③ 施設管理、法令等の遵守等<br>仕様書等に定める水準を実施<br>条例、規則、消防関係法令及び労働関係法令の遵守 |         |  |

3 管理運営方法の見直し等の結果

|         |   |
|---------|---|
| 今後の管理形態 | 指定管理  |
| 理由      | 次の理由により、県直営ではなく、指定管理制度により管理を行うのが適当である。<br>①隣接する町有施設（小豆島町オリーブ公園、健康生きがい中核施設）と一体的に管理運営を行うのが効率的であること。<br>②オリーブの栽培管理作業に精通した作業員が常時必要であること。<br>③費用対効果の点からも、指定管理方式が優れていること。 |

指定管理者制度を更新する場合

|             |   |
|-------------|---|
| 選定方法        | 非公募   |
| 非公募の場合、その理由 | 次の理由により、引き続き非公募とし、（一財）小豆島オリーブ公園を指定管理者とするのが適当である（県「指定管理者制度の導入等に関する基本方針【改訂版】Ⅳ2（1））<br>①小豆島町は、隣接する町有施設の管理運営について、令和3年度からも引き続き非公募により（一財）小豆島オリーブ公園を指定管理者とする予定であること。<br>②隣接する町有施設と一体的に管理運営を行うことにより、円滑かつ効率的な施設運営と経費節減を図ることができること。<br>③（一財）小豆島オリーブ公園はオリーブの栽培管理作業に精通した作業員を有していること。<br>④平成18年度からの現行の県の指定管理において、同財団は施設管理等の業務を適切に実施しており、特段問題となる点が無いこと。 |